

# 「(仮称) 国立市パートナーシップ制度」素案について

## 1 制度創設への流れ

- (1) 市内在住の LGBT 当事者の方と共に職員研修や講演会等の取り組みを実施。
- (2) 平成 30 年 4 月「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」施行。
- (3) 令和元年国立市議会第 4 回定例会において、市内在住の当事者の方より、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情」が提出され、市議会において全会一致で賛成となった。
- (4) 2019 年 11 月に実施した「多様な性と人権に関する市民意識調査」において、「同性カップルのパートナーシップ制度について」の質問項目に対し、「賛成」「やや賛成」を合わせ、約 76%の結果となった。
- (5) 平成 31 年 4 月「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を市の全ての施策の基礎として位置付け、市民一人一人の多様性を理解し、人権を尊重することで、誰も差別や排除されることのないまちづくりの実現を目指すこととしている。
- (6) 上記を踏まえ、「(仮称) 国立市パートナーシップ制度」を創設する。

## 2 制度の目的

- (1) すべての人が性別、性的指向、性自認に関わらず、誰もが人生を共にしたいと思うパートナー（事実婚の方を含む）と共に、安心して暮らすことのできる環境を整えるための制度とする。
- (2) 法律上の婚姻とは違うため、法律に基づく相続等財産上の権利や税金の控除等の様々な権利・義務は発生しない。
- (3) 本制度の導入により、社会的承認、不動産契約時、病院における面会や医療同意時、災害時等における課題の解消を目指す。

## 3 制度設計

- (1) 「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」にパートナーシップ制度に関する事項を追加する。
- (2) 当事者の声の反映
  - ① これまでの市の男女平等参画の事業や 2019 年 11 月実施の「多様な性と人権に関する市民意識調査」における意見
  - ② 市内在住の当事者の方との意見交換及び市の LGBT アドバイザーとの協議
- (3) 上記の意見を踏まえ、市の附属機関である「国立市男女平等推進市民委員会」において、現在制度案を検討中。

- (4) スケジュール

令和元年 12 月	陳情採択
令和 2 年 1 月～	市内在住の当事者及び市 LGBT アドバイザーとの意見交換
令和 2 年 7 月 10 日	市長より国立市男女平等推進市民委員会に諮問、制度案検討
令和 2 年 8 月 7 日～27 日	パブリックコメント実施
令和 2 年 9 月中旬	市民委員会からの答申
令和 2 年 11 月	令和 2 年市議会第 4 回定例会に条例案提案
令和 3 年 4 月	制度開始（予定）

## 4 制度の概要

- (1) 条例で規定するパートナー関係であることを表明した 2 者からの届出を受け、公的な承認と生活上の課題解消に向け、受理証明書を発行する。
- (2) パートナーシップの定義  
「互いを人生のパートナーとし、その人権を尊重し協力し合う継続的な 2 者の関係」
- (3) 公正証書は申請要件にはしない（必要な方へ情報提供を行う）
- (4) 通称名の使用可
  - ① 通称名を日常的に使用している場合は、受理証明書に戸籍上の氏名と合わせて通称名を記載する。

## 5 制度の名称

<名称案>

- ① 「国立市パートナーシップ届出制度」
- ② 「くにたちパートナーシップ届出制度」

## 6 届出要件

- (1) セクシュアル・マイノリティ及び事実婚のパートナー関係にある者
  - ① 同性、異性を問わない
  - ② 外国籍の方も対象
- (2) 双方が成年に達していること
  - ① 民法改正により 2022 年から 18 歳となる
- (3) 双方に配偶者がいないことかつ双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- (4) 互いに近親者でないこと
  - ① 直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある者でないこと
- (5) 養子縁組をしていないこと（ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除く）

## 7 対象者

- (1) どちらか一方が市内在住であること。
  - ①同居、別居は問わない。
- (2) どちらか一方が市内在勤、市内在学であること。
- (3) 双方が国立市内への転入予定者。
  - ①転入は概ね3ヶ月以内。

## 8 返還を必要とする場合

<返還を求める場合>

- (1) パートナーシップ関係を解消した場合
  - ①返還は受理証明カードのみ
- (2) 「9 取消」に該当した場合

## 9 取消

- (1) 虚偽その他の不正な方法により、受理証明書の交付を受けたとき。
- (2) 受理証明書等を改ざんまたは不正に使用したとき。  
※取消を行った場合は、市ホームページに受理証明書の番号を公表する。(氏名等は公表しない。)

## 10 その他

- (1) アウティングへの最大限の配慮
  - ①問い合わせや届出時にアウティングにつながらないように十分配慮した運用を行う。
- (2) 受理証明書等の発行費用は無料とする。
- (3) 届出の窓口は複数の箇所を用意  
(例：市長室・市民課・男女平等参画ステーション)
- (4) 交付する証明書
  - ①パートナーシップ届受理証明書(A4サイズ)
  - ②携帯用受理証明カード(名刺サイズ)
  - ③在住、在勤、在学に関わらず双方に受理証明書及び受理証明カードを交付する。  
(在勤、在学でない市外在住の方にも交付する)